

大日倶楽部オラ
【介護保険事業者番号3070100916】

営業時間：8:30～17:30

① 大規模型通所介護費（Ⅱ）

定員90名

6級地 10.27円

	基本サービス費 (1日あたり)	所要時間	要介護区分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
			単位数	金額					
介護保険給付		3時間以上4時間未満	単位数	343	393	444	493	546	
			金額	3,522円	4,036円	4,559円	5,063円	5,607円	
		4時間以上5時間未満	単位数	360	412	466	518	572	
			金額	3,697円	4,231円	4,785円	5,319円	5,874円	
		5時間以上6時間未満	単位数	522	617	712	808	903	
			金額	5,360円	6,336円	7,312円	8,298円	9,273円	
		6時間以上7時間未満	単位数	540	638	736	835	934	
			金額	5,545円	6,552円	7,558円	8,575円	9,592円	
		7時間以上8時間未満	単位数	604	713	826	941	1,054	
			金額	6,203円	7,322円	8,483円	9,664円	10,824円	
		8時間以上9時間未満	単位数	620	733	848	965	1,081	
			金額	6,367円	7,527円	8,708円	9,910円	11,101円	
					(要介護) 入浴介助加算(Ⅰ)			40	410円/日
					(要介護) 入浴介助加算(Ⅱ)			55	564円/日
			(要介護) 個別機能訓練加算(Ⅰ) イ			56	575円/日		
			(要介護) 個別機能訓練加算(Ⅰ) ロ			85	872円/日		
			(要介護) 中重度ケア体制加算			45	462円/日		
			(要介護) 若年性認知症入所者受入加算			60	616円/日		
			(要介護) サービス提供体制加算(Ⅰ)			22	225円/日		
			(要介護/要支援) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)			月の総単位数の5.9%			
			(要介護) 介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)			月の総単位数の1.2%			
			(要介護) 介護職員等ベースアップ等支援加算			月の総単位数の1.1%			
その他	昼食代(1食) ※別途糖尿ゼリーが必要な場合、20円加算						520円		
	※水曜日のみ昼食選択制サービス実施						①800円 ②520円		
	オムツ代						実費		

※介護給付費部分の利用者負担は介護保険負担割合証に記載されている割合に応じた負担となります。

※上記点数及び金額は、関係法令その他物価の変動等により不定期に改定する可能性があります。

※上記以外にも加算対象となる場合があります。

※ご請求は、1か月ごとに単位数の合計に係数を掛け金額に換算しますので、1日あたり単価の合計と差異が生ずる場合があります。

※職員体制に基づく加算は職員配置状況により算定しないことがあります。

※基本サービス所要時間、各種加算についてはご利用者の通所介護計画により異なります。

※所要時間2時間以上3時間未満のサービスについては各要介護区分の3時間以上4時間未満の所定単位数の100分の70に相当する単位数での算定となります。



各加算サービスについて

入浴介助加算(Ⅰ)について

○ 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行った場合に算定することができる加算です。

入浴介助加算(Ⅱ)について(上記の要件に加えて)

- 医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。
- 当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等と連携の下で、当該利用者の身体の状態や訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。
- 上記の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行うこと。

個別機能訓練加算(Ⅰ)イについて

- ご利用者様の心身の状況に応じて、身体機能及び生活機能の向上を目的とする機能訓練項目を設定し、ご利用者様の生活意欲が増進されるよう支援することで算定することができる加算です。
- 通所介護を行う時間帯を通じて、常勤・専従の機能訓練指導員(※)を1名以上配置
(※)機能訓練指導員：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師

個別機能訓練加算(Ⅰ)ロについて

- ご利用者様の心身の状況に応じて、身体機能及び生活機能の向上を目的とする機能訓練項目を設定し、ご利用者様の生活意欲が増進されるよう支援することで算定することができる加算です。
- 個別機能訓練加算(Ⅰ)イで配置された理学療法士等に加え、通所介護を行う時間帯を通じて専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置。
(※)機能訓練指導員：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師

若年性認知症入所者受入加算について

- 介護事業所において、若年性認知症のご利用者様を受け入れ個別に担当者を定めた上で、その担当者を中心にご利用者様の特性やニーズに応じたサービスを行なった場合に算定することができる加算です。
※若年性認知症利用者とは、40歳以上65歳未満の脳血管疾患、アルツハイマー病、その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態の方。

中重度者ケア体制加算について

- 社会性の維持を図り、在宅生活の維持に必要なケアやリハビリを計画的に実施するプログラムを作成し、支援することで算定できる加算です。
- 運営基準に規定する看護職員または介護職員数に加え、看護職員または介護職員を常勤換算で2人以上配置。○ 前年度または算定月の前3月間の利用者総数のうち、要介護3以上の割合が30%以上
- 専ら通所介護の提供にあたる看護職員を1人以上配置

サービス提供体制加算(Ⅰ)について

- 当該事業所においてサービスを提供し続けるための手厚い介護体制の確保を推進する観点から、介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が70%以上。
または介護職員の総数のうち勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上。

介護職員処遇改善加算について

- 1ヵ月につき所定単位(基本サービス+加算)の59/1000単位が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算について

- 1ヵ月につき所定単位(基本サービス+加算)の12/1000単位が加算されます。

介護職員等ベースアップ等支援加算

- 1ヵ月につき所定単位(基本サービス+加算)の11/1000単位が加算されます。